

シルバーライフローン

平成22年10月1日 現在適用中

| | |
|----------------------|--|
| 1. 商品名 | シルバーライフローン |
| 2. ご利用いただける方 | <ul style="list-style-type: none"> 以下の①～④の全ての要件を満たす方 ①当金庫の営業区域内に居住または住所を有する事業所に勤務(または営業)する方 ②満60歳以上70歳未満の健康で返済資力のある方 ③保証会社の保証を受けることのできる方 ④既に年金担保融資を利用されていない方 |
| 3. お使いみち | <ul style="list-style-type: none"> 健康で文化的な生活を営むための資金 (ただし、事業資金・旧債務返済資金・投機的資金・遊興費は除きます) |
| 4. ご融資限度額 | ・10万円以上100万円以内(1万円単位) |
| 5. ご融資期間 | ・6か月以上5年以内(6か月単位) |
| 6. ご融資利率 | ・固定金利(お取引に応じて金利優遇があります) |
| 7. ご返済方法 | ・元利均等毎月返済または元利均等隔月返済 |
| 8. 担保・保証人 | <ul style="list-style-type: none"> 担保は必要ありません 連帯保証人は保証会社の審査により必要な場合があります |
| 9. 保証会社 | ・(株)オリエントコーポレーション |
| 10. 保証料 | ・ご融資利率に含みます |
| 11. ご用意いただく書類 | <ul style="list-style-type: none"> ①本人および連帯保証人の本人確認資料 運転免許証・パスポート・年金証書・健康保険証のいずれかの写し ②所得証明書類 給与所得者の方 所得証明書または源泉徴収票の写し 個人事業者の方 納税証明書または確定申告書の写し |
| 12. 金利情報の入手方法 | ・職員にお問合せください |
| 13. 苦情処理措置 紛争解決措置 | <p>【苦情処理措置】本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部お客さま相談担当(電話:0120-06-1152 9:00～17:00)にお申し出下さい。</p> <p>【紛争解決措置】 東京弁護士会 紛争解決センター(電話:03-3581-0031 9:30～12:00/13:00～15:00)、 第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588 10:00～12:00/13:00～16:00)、 第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249 9:30～12:00/13:00～17:00)の 仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、 当金庫営業日に、上記リスク統括部お客さま相談担当または全国しんきん相談所 (電話:03-3517-5825 9:00～12:00/13:00～17:00)にお申出ください。また、お客 さまから上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能で す。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。 その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会 とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停) ②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停) もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客さま相談担当もしくは 全国しんきん相談所にお問合わせ下さい。</p> |
| 14. その他参考となる事項 | <ul style="list-style-type: none"> お申込に際しては、審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。 ご返済の途中で繰上返済等返済条件を変更された場合には、「手数料一覧表」記載の事務手数料をお支払いいただきます。 現在のご融資利率や返済額の試算につきましては、融資担当者までお気軽にお問い合わせください。 |